

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【大気環境】

〈騒音・振動〉

- (1) 振動の調査に当たっては、家の構造や経年変化等で感じ方が異なる可能性があるため、住民への聞き取り調査により測定値以外の状況を把握できるよう検討すること。

【水環境】

〈水質〉

- (1) 降雨時の水の濁りの測定に当たり、調査対象とする降水量の目安（増水が見込まれる降水量）を設けるよう検討すること。また、平常時との比較のため増水時の水位の把握について検討すること。
- (2) 水質の調査地点について、水の流れを再度精査の上、調査地点を追加すること。
- (3) 地盤の補強工事を実施する場合、水環境等が影響を受ける可能性があるため、必要に応じて調査地点を追加すること。

〈地下水〉

- (1) 雨水を自然浸透又は既設水路を經由して沈砂池で浸透させる計画であるため、地下水の水質への影響について調査する必要があるか検討すること。
- (2) 事業実施区域は、地下水の涵養域としての役割を果たしていると考えられることから、事業実施前後における地下水の浸透能の比較について検討すること。

【動物・植物・生態系】

〈動物〉

- (1) 魚類・底生動物の調査地点について、水の流れを再度精査の上、必要に応じて調査地点を追加すること。

〈植物〉

- (1) 太陽光パネルの設置による日照環境の変化が植物にどのような影響を与えるかについて、調査、予測、評価する必要性がないか検討すること。

〈生態系〉

- (1) 事業実施区域は、貴重な里山環境であるため、草原性のチョウ類の状況を十分に把握できる調査を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 「阿蘇南外輪山満喫ルート」は、山都町を通るルートであるため、調査対象となる地点がないか検討すること。

[その他]

〈地元説明〉

- (1) 事業計画や工事内容、環境影響評価等に関する情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。